

見本 様

仙台・盛岡障害年金センター
(ベストパートナー社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 櫻井 拓也

障害年金受給可能性のお知らせ

ご入力いただきました内容を元に当事務所での見解を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ご入力日

令和4年〇月〇日、〇月△日追記

2. 申請ができるかどうかについて

「今後」障害厚生年金の申請ができる可能性があります。初診日から1年6カ月経過時が障害認定日（権利発生日）になりますので、少々お待ちいただく必要があります。

3. 障害等級の見込み

障害等級は3級に該当する可能性があります。参考までに該当した場合受給額として3級の場合は年額約58万円以上になります。

4. 今回の判定で確認した点

判定の際に下記を参照しました。

①病名について

「肺腺癌」「COPD」は障害年金の対象になります。それぞれの病気ごとではなく「呼吸器疾患の障害」での申請になるかと考えられます。

②年金の納付について

20歳から病院に初めていった頃まで3分の2以上は納めているまたは病院に行く直前1年間は全部納めているため、年金の納付条件は満たしているものと思われます。

③病気の期間と状態

病気になってから1年半未満ですので、申請可能期間までもう少し期間が必要です。

④症状について

「単純な日常生活はできるが仕事ができない」「少し歩くと息切れがひどく、特に雨の日や気圧の低い日には眩暈もしてしまいおさまるまでじっとしてはならない」「軽作業に絞り作業をしており、一日の出勤もシフト勤務にて半日を限度」「日常生活では休みの日にはほとんど横になっております」。

より少なくとも仕事に著しい支障がある、障害等級3級には該当する可能性があると思われます。

ただし、呼吸器疾患の場合、検査の際に一定以上「数値」が求められます。検査の際、その数値が出なかった場合には認定が得られない可能性があります。

<参考> 診断書書式

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-21.files/05-1.pdf>

5. その他の注意点について

診断書⑭⑮にあります、症状や日常生活活動能力、労働能力について記載がないもしくは「問題はない」のような記載がされますと認定に影響が出る可能性があります。診断書を作成いただく際には、医師に自覚症状や日常生活について情報提供した方がいいと思われれます。

以上

(ご利用における注意)

1. 本お知らせは、障害年金の情報提供を目的としておりますが、内容についていかなる保証を行うものでもありません。
2. 障害年金における申請先、ならびに審査は年金機構等の「保険者」が行います。申請をするかどうかについては「保険者」にて確認の上、ご判断下さい。
3. 本お知らせについてはご入力いただいた時点での障害年金の受給可能性の目安についてお知らせするもので、その正確性、完全性、有用性、最新性、適切性、確実性等、その内容について何ら法的保証をするものではありません。